

## フクシマ社会保険労務士事務所たより

連絡先: 〒286-0041  
千葉県成田市飯田町 143-80-312  
電話: 0476-37-8770  
FAX: 0476-37-8810  
e-mail: info@fuku-roumu.com  
特定社会保険労務士 福島 富生



### 昨年の実質賃金 0.9%減～毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報

#### ◆現金給与総額と実質賃金

現金給与総額は前年比 2.1%増の 326,157 円となり、1991 年以來 31 年ぶりの伸び幅となりました。一方、物価の変動を反映した実質賃金は前年比 0.9%減少と、2年ぶりのマイナスとなりました。

現金給与総額(名目賃金)は、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復を背景に 2.1%増加しましたが、賃金の実質水準を算出する指標となる物価(持ち家の家賃換算分を除く総合指数)が 3.0%の上昇となったため、実質賃金はマイナスとなりました。

給与総額のうち基本給にあたる所定内給与は 1.2%増、残業代などの所定外給与は 5.0%増となりました。賞与を含む特別に支払われた給与は 5.1%増と大きく伸びました。就業形態別にみると、正社員など一般労働者の給与総額は 2.3%増、パートタイム労働者は 2.6%増でした。

厚生労働省は「コロナの影響で落ち込んでいたボーナスが4年ぶりに増加するなど給与は増加傾向であるものの、物価の上昇に賃金が追い付いていない状況」としています。

#### ◆労働時間

労働者一人平均の総実労働時間(就業形態計)は、昨年比 0.1%増の 136.2 時間でした。そのうち所定内労働時間は 0.3%減の 126.1 時間、所定外労働時間は 4.6%増の 10.1 時間となりま

した。

#### ◆雇用

常用雇用(就業形態計)は昨年比 0.9%増の 51,342 千人となりました。就業形態別にみると、一般労働者は 0.5%増の 35,130 千人、パートタイム労働者は 1.9%増の 16,212 千人でした。

詳しくは、こちらをご覧ください。

【厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r04/22cp/22cp.html>

### カスハラは企業の責任を問われま

昨年 12 月に公表された連合の調査結果によると、カスタマー・ハラスメントで一番多いのは「暴言」(55.3%)、次いで「説教など、権威的な態度」(46.7%)だそうです(「カスタマー・ハラスメントに関する調査 2022」)。この調査は、18 歳～65 歳の被雇用者・フリーランスで、直近3年間で自身もしくは同じ職場の人がカスタマー・ハラスメントを受けたことがある人 1,000 名に質問を行ったものです。

#### ◆カスハラは増えている

人手不足によるサービスの变化・低下やコロ

ナ禍を背景に、カスタマー・ハラスメントの発生件数が増えています。直近5年間で「発生件数が増えた」との回答が36.9%あったそうです。

カスハラが発生したきっかけとして、勘違いや嫌がらせ、商品・サービスへの不満もありますが、「制度上の不備」との回答が16.3%あったそうです。制度の不備とは、「不備な制度の放置」でもありますので、会社の責任という面が強いと思われます。

#### ◆カスハラ放置の影響

どのようなきっかけのカスハラでも、それを放置していると会社の安全配慮義務違反を問われることにつながります。会社は、従業員の心身の安全を守る必要がありますが、この調査によると、カスハラ対応マニュアルの作成や研修を行っている会社は半数以下ようです。

カスハラにより、従業員のストレスが高まり心身に不調が発生し業務が行えなくなる、満足な対応が行えない会社の状況を見た他の従業員が辞めてしまう、そうした情報が広まり人材の採用ができない、といった悪循環が生まれます。

カスハラを放置しない、発生した場合のサポートを行うことについて、現場任せにせず、カスハラを容認しない方針を会社として対外的に発表する、社内規則を整備する、マニュアルを整備するといった対策について、会社は十分に検討して実施する必要があります。

【連合「カスタマー・ハラスメントに関する調査2022」】

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20221216.pdf>

### 外国人雇用の届出状況を発表～厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

厚生労働省は、令和4年10月末現在の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総

合推進法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

#### ◆外国人労働者数は182万2,725人で、過去最高を更新

外国人労働者数は182万2,725人で、前年比で9万5,504人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新しました。対前年増加率は5.5%と、前年の0.2%から5.3ポイント増加しています。

#### ◆外国人雇用の事業所も過去最高の約30万社に

外国人を雇用する事業所数は29万8,790所で、前年比1万3,710所増加し、届出の義務化以降、こちらも過去最高を更新しています。ただ、対前年増加率は4.8%と、前年の6.7%から1.9ポイントの減少でした。

#### ◆国籍別では、ベトナムが46万2,384人で最多

国籍別では、ベトナムが最も多く46万2,384人で、外国人労働者数全体の25.4%を占めています。次いで中国38万5,848人（全体の21.2%）、フィリピン20万6,050人（全体の11.3%）の順となっています。

前年増加率が高い主な3か国は、インドネシアが前年比47.5%増で7万7,889人、次いでミャンマーが前年比37.7%増の4万7,498人、ネパールが前年比20.3%増の11万8,196人の順となっています。

#### ◆在留資格別では、「技能実習」が34万3,254人で、前年比8,534人減

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が47万9,949人で、前年比8万5,440人（21.7%）の増加、「特定活動」が7万3,363人で、前年比7,435人（11.3%）増加、「身分に基づく在留資格」が59万5,207人で、前年比1

万 4,879 人(2.6%)増加しました。

一方で、「技能実習」は 34 万 3,254 人で、前年比 8,534 人(2.4%)減少し、「資格外活動」のうち「留学」は 25 万 8,636 人で、前年比 8,958 人(3.3%)減少しています。

【厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和4年10月末現在)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_30367.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30367.html)

## 職場の生産性低下を招くことも…… 積極的に花粉症対策に取り組みましょう！

### ◆花粉症のシーズンが始まりました

毎年多くの人を悩ませる花粉症。2023 年も花粉のシーズンがやってきました。今年のスギ花粉の飛散量は、過去 10 年平均の 2.3 倍ともいわれています。飛散量が多い年は初めて発症する人が多いとの指摘もされていますから、今年は特に注意が必要です。

### ◆花粉症による労働生産性の低下は大きな問題

花粉症は、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみといった症状を引き起こし、生活や仕事に決して小さくない影響を及ぼします。実際、スギ花粉症に代表されるアレルギー性鼻炎患者の労働生産性の低下による経済的損失は、日本全体で年間4兆円とも5兆円とも試算されているところ。

くしゃみや鼻をかむことで作業が中断させられたり、目のかゆみや鼻水で集中力を保ちづらかったり、鼻づまりで口呼吸が増えることにより体内に取り込む酸素の量が減少して判断力が低下したり……花粉症の従業員のパフォーマンスの低下を感じている方は少なくないのではないでしょうか。

### ◆花粉症対策に取り組む企業も！

このような状況を踏まえ、企業として花粉症対策に取り組むところも出てきています。例えば、

オフィスがそれほど広くない場合は、フィルター式の空気清浄機を設置することで、ほぼすべての種類の花粉を効率的に取り除くことが可能です。カーペットが静電気を帯びているとオフィス内に花粉が付着・蓄積しやすくなりますから、専門業者に帯電を防ぐ処理を依頼するのも有効です。花粉飛散のピーク時には在宅勤務を認めることも考えられるところです。

福利厚生として「花粉症手当」を設けている企業もあります。このような企業では、申請により医療機関の受診料や治療薬の費用を助成したり、花粉症専用マスクや目薬などの花粉症対策グッズを支給したりすることで、意識的に治療に取り組んでもらい、仕事の効率アップを図っています。

花粉症は対策も取りやすく、またその効果も実感しやすいものです。取組みを検討してみませんか。

### 3月の税務と労務の手続提出期限

#### [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

#### 15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出[税務署]

#### 31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

### 当事務所よりひと言

まだまだ寒い日が続きますが、3年間続いた新型コロナの影も、ようやく終わりが見えてきた様子です。旅行・観光業をはじめとして今までコロナの影響をもらに受けて、業績が低迷している業界の復活が待たれるところです。

用心する気持ちは忘れずに、春の訪れとともに、旅行プランを練るのも楽しみですね。